

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

市営住宅を用途廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例

青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表1 青梅市営霞台第2住宅の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市営住宅条例（平成9年条例第36号）

改正後		現行		備考
別表1（第3条関係）		別表1（第3条関係）		
名称	位置	名称	位置	
略		略		
青梅市営駒木住宅	東京都青梅市駒木町2丁目446番地の2	青梅市営駒木住宅	東京都青梅市駒木町2丁目446番地の2	
略		青梅市営霞台第2住宅	東京都青梅市大門2丁目272番地	
略		略		
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>				